一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物		
	イクラ		X
	その他のもの	四・八％	B 10
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
一六〇五・一〇	かに		X
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン		
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二％	B 10
	その他のもの		
	米を含むもの		X
	その他のもの	五・三％	B 10
一六〇五・三〇	ロブスター		
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二％	B 10
	その他のもの	五％	B 10
一六〇五・四〇	その他の甲殻類		
	えび		
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二％	B 10
	その他のもの	五％	B 10
	その他のもの	七・二％	B 10
一六〇五・九〇	その他のもの		
	くん製したもの		
	いか、帆立貝及び貝柱のもの		X
	その他のもの	六・四％	B 10
	その他のもの		
	いか及びくらげ		
	いか		X
	くらげ	八％	B 10
	なまこ及びうに		X
	その他のもの		
	あわび及び帆立貝		X
	その他の軟体動物のもの		
	気密容器入りのもの		X
	その他のもの	七・二％	B 10
	その他のもの	七・二％	B 10
第一七類	糖類及び砂糖菓子		
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）		X
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	乳糖及び乳糖水		
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの		A
一七〇二・一九	その他のもの		A
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水		X
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）		X
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		X
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）		A
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		X
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）		
	砂糖、砂糖水、人造蜂蜜及びカラメル		X
	ハイ・テスト・モラセス		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三％	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの		
	香味料又は着色料を加えたもの		X
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		X
	その他のもの		
	ソルボース	一二％	B 10
	その他のもの		X
一七・〇三	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）		
一七〇三・一〇	甘しゃ糖蜜		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三％	B 10
	その他のもの		
	飼料用のもの		A
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		X
一七〇三・九〇	その他のもの		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三％	B 10
	その他のもの		
	飼料用のもの		A
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		X
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X
一七〇四・九〇	その他のもの		
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		A
	その他のもの		X
第一八類	ココア及びその調製品		
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）		
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	三・五％	B 10
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七％	B 10
一八〇四・〇〇	カカオ脂		A
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		X
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		X